

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:事務部総務課 No.001

処 分 名	春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付けの適否の決定
処 分 の 概 要	春日部市立医療センター医療職就業貸付金の貸付け申請に対し、その適否を決定します。
根拠条例等・条項	春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付条例（平成 31 年条例第 5 号）第 2 条、第 5 条～第 7 条 春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付規程（平成 31 年病院事業管理規程第 1 号）第 2 条、第 3 条
審 査 基 準	<b>【貸付けの対象者】</b> 貸付金の貸付けを受けることができる者は、病院事業管理者が指定する採用が著しく困難な職種であって、下記の要件を満たし、かつ 2 人の連帯保証人を立てた方が対象となります。 (1) 医療職員として採用される者 (2) 医療職員として通算して 10 年以上業務に従事する意思を有する者 (3) 借入金を有する者
標準処理期間	14 日（2 週間）
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	市立医療センター総務課窓口への提出

備 考	
<p><b>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</b></p>	<p>■春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付条例 （貸付けの申請） 第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者（次条及び第7条において「申請者」という。）は、管理者が定めるところにより、管理者に申請しなければならない。</p> <p>（貸付けの決定） 第7条 管理者は、第5条の規定による申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>■春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付規程 （貸付けの決定等） 第3条 管理者は、条例第7条の規定による貸付けの適否の決定に当たっては、春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。</p>